

9月の「暮らしとこころの相談会」は141件の相談 相続など高齢の相談者が増える傾向に



9月10日、11日に広島弁護士会の主催で「暮らしとこころの相談会」が行われて2日間で141件の相談がありました。

テレビ報道があり、高齢者からの相続、生活苦、今後の不安の相談が多く、人間関係の悩みも家族間、相隣関係、職場さまざまな場面の相談が寄せられた。

以下特徴的な相談事例です。

・50代の兄弟が亡き両親の建てた家で暮らしているがゴミ屋敷となっている。兄弟は働いているが浪費癖があり親の遺産も使い切って貯金もない。自分は相続放棄して兄弟とは縁を切りたい。

・借家からあと1年で出なければならぬ。空き家をつぶすまでの契約であり、豪雨災害の影響か雨漏りがひどい、市営住宅に申し込んだ。年金収入は月5万、パート収入は月10万しかない。

・40代になる自分の子どもが高校生の娘と2人暮らしをしている。精神疾患があり、死にたいと電話してくるがどう対応したらよいか。

・相談者の兄弟は70代で認知症であるが、その娘夫婦が通帳をすべて管理し本人にお金がないがどうしたらよいか。など、深刻な事案も多数ありました。

相談	10日	11日	2日間合計
面談	53	74	127
電話	4	10	14
合計	57	84	141

性別	2日間合計
男性	47
女性	92
不明	1

年齢	2日間合計
20代	5
30代	11
40代	24
50代	22
60代	25
70代	30
80代	8

相談内容	2日間合計
相続	36
借金	22
こころ	18
生活苦	12
生活保護	11
年金	11
労働	10
離婚	7
人間関係	6
虐待(経済的含む)	6
損害賠償・医療 後見・賃貸借	各4

知的媒体	2日間合計
テレビ	27
法テラス	24
通りがかり	22
チラシ	12
紹介	8
市政とひろしま	5
ネット	4
新聞	2
ラジオ	2
くらサポ紹介	2

今後の相談会の予定

場所 広島駅 南口地下広場(エールエール地下)

相談は無料です。予約も必要ありません。

- 2019年12月10日(火)・11日(水)
「年末年越し生活相談会」(反貧困ネットワーク広島主催)
- 2020年3月24日(火)・25日(水)
「暮らしとこころの相談会」(弁護士会主催)
- 2020年6月9日(火)・10日(水)
「まちかど生活相談会」(反貧困ネットワーク広島主催)
- 2020年9月8日(火)・9日(水)
「暮らしとこころの相談会」(弁護士会主催)

子どもと暮らしを守る公務が貧困を生む？

非正規公務員の現場から考える



8月31日、広島弁護士会主催で、非正規公務員問題のシンポジウムを開催しました。

(写真) 報告をする
寺本佳代弁護士。

寺本佳代弁護士の基調報告で、「非正規公務員」という用語が、地方自治法上も地方公務員法上も無いこと、自治体によって臨時、非常勤、非正規と呼び方も様々で働き方や待遇もそれぞれであること、期末手当・退職手当が支給されないこと、公務員は「雇用」でなく「任用」されるため、民間の非正規労働者のような「解雇権濫用法理」も「パートタイム有期雇用労働法」の適用もない狭間におかれていることが指摘されました。

2016年の総務省「地方公務員の臨時非常勤職員に関する実態調査」によると、その数は全国で約64万人にのぼり、2012年から4万4000人増加したそうです。

激務でも手取り給与は10数万円

家庭児童相談員、母子父子自立支援員、保育士から県内の実情につき報告がありました。

家庭児童相談員が生活保護法、児童福祉法など社会福祉6法のほか、児童虐待防止法、DV防止法、ストーカー規制法を幅広く学んで、親側の要因、子ども側の課題、環境の要因、夫婦間の問題など様々な理由で起こる「児童虐待」に緊急対応していく必要があること、365日24時間対応で緊急要請があれば出勤をするという激務なのに手取り10数万円しかないこと、相談員が非正規であるデメリットは、相談者にとって、やっと信頼を置けた担当者が変わることで見捨てられた感を味わったり、同じ話を何度も違う人にしなければならぬという形で生じること、「正規職員よりも仕事ができるようになってはいけない。」「あなたの代わりはいくらでもいる。」といった言葉を正規職員から投げかけられることもあるといった生々しい実態が報告されました。

2004年の法改正で責任はさらに重く

驚いたのは、1964年、家庭児童相談室に家庭児童相談員が置かれた当初、児童相談所の仕事を補完する軽微な相談だったため、その身分も非常勤とするよう厚労省が通知を出したそうですが、その後、2004年の児童福祉法改正により、家庭児童相談員が主体的に児童虐待、児童相談という、以前は児童相談所が行っていた業務を担うことになったそうです。（「2005年ショック」と呼ばれる）、子どもの虐待通告を受けて、48時間以内の安否確認を含め児童福祉司の仕事を全面的に引き受け、市町の児童相談全体の7割以上を占めているそうです。目黒区や野田市の女児虐待死事件の背景には、相談を受ける側の体制の変化があることがわかってきました。

子どもの命がかかった家庭の問題に非常に深く関わる重い仕事を、非正規の家庭児童相談員が全面的にやっている現状を広く市民に知らせ、児童相談所の児童福祉司だけでなく、児童福祉司をサポートする家庭児童相談員も専門職の正規公務員として配置し、責任を担っていく体制とすることが求められます。

非正規公務員の4分の3を女性が占める

竹信三恵子教授からは、非正規公務員の4分の3を女性が占めること、教員・講師、保育士、給食調理員、看護師、消費生活相談員、家庭児童相談員、スクールソーシャルワーカーなどケア的な業務を、「ケア＝女性が家庭で家事の一環として無償で引き受ける仕事」と無意識に置き換え「だから安くても当たり前」とし、財政難を理由に女性の低賃金と不安定雇用で乗り切ろうとする行政と社会の姿勢の問題点が指摘されました。その結果、相談窓口に招き寄せられる女性や子どもの貧困・虐待などの住民生活が悪化するため、可哀そうなのは非正規公務員ではなく私たち市民である。「365日、長い長いお付き合いが必要な公務サービスを1年有期でやるっておかしくないですか？」という竹信教授の会場への呼びかけが心に深く残りました。

司法と福祉・協働のための研究会

やり直そうとする人たちへの支援を広げていこう 河合 知義

9月21日に開かれた「司法と福祉・協働のための研究会」には連休の初日にも関わらず31名の方が参加くださいました。

松山の更生保護施設・雄郡寮の松田辰夫さんは矯正施設勤務41年、長崎刑務所で高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導に関わる中、社会福祉分野の人たちとも出会い、出所後の生活支援が必要と、高松や広島刑務所でも実践してきたこと。社会福祉士資格を取得し地域福祉の推進や生活課題への対応が必要だと感じ、愛媛県更生保護施設長に就任したのは利用者の「居場所」と「出番」の確保、「自己肯定感を高める取り組み」に力を入れてきた、ご自身の体験を語られました。

雄郡寮の様々な取り組みについてはたくさんの写真を元に説明くださいましたが、近隣の人たちとの交流についてとても力を入れておられること、また長い間のこの施設の取り組みの積み重ねがあることを強く感じました。

午後は「元祖・更生支援計画」兵庫の社会福祉士原田和明さんの「刑事司法における福祉的支援とは」と題して。要点をまとめてみました。

●障害者・高齢者が犯罪を起こしたのではなく、犯罪をした人に障害があった、高齢者だった。障害などが犯罪を起こしたという考え方は危険。犯罪をした、そこに生きづらさを見る。

●刑事処分は、公権力が強制的に生活上の制限をかけ、一方的にその処分を解除するもので、自己決定によるものではない。福祉は自己決定に基づき生活の支障を解決することを社会として支援していくことである。再犯防止は支援の結果得られるものであり、ソーシャルワークの一義的な目的ではない。

●触法障害者・高齢者問題は、生活上のリスクである。犯罪をしない生活を送る自己決定を促すための環境調整を行う必要がある。これは不利益処分ではできない。

●罪しないで生活することの快適さを認知することは自立更生にとって重要である。

●司法と福祉の連携と輪型支援体制の構築は重要である。

●強制された生活では矯正はできない。自らの生活を自ら選ぶことが大切。

●医療観察法対象者も地域における支援の対象者である。

●これからは地域共同社会における更生がポイントとなる。

「更生支援計画を作ってみよう」

●司法は権威であり、他律性である。対して福祉は自律性だ。直接的な再犯防止は『再犯させない』という他律性であるが福祉が担えるのは『再犯しない』という自己決定を支援すること。たとえ不起訴や執行猶予になっても再犯しないという自己決定がなければ意味はない。再犯しない生活を送るために福祉サービスを利用することと、刑事処分を軽くするために福祉サービスを利用することは違う。

●弁護士にとって刑事処分を軽くするのは仕事だが、ソーシャルワーカーにとって刑事処分を軽くするのは仕事だろうか？

そのあと、これまで原田さんが作ってきた更生支援計画について事例をもとに一つずつ説明してくださいました。

広島でも様々な活動から学びあって、暮らしをやり直そうとする人たちへの支援を続けていきたいものです。

反貧困ネットワーク広島 シェルター利用状況
2009年5月から2019年9月末まで

年代	男性	女性	合計
10代	9	17	26
20代	113	54	167
30代	218	51	269
40代	262	67	329
50代	210	47	257
60代	142	29	171
70代	66	16	82
80代	6	5	11
不明	16	27	43
合計	1042	313	1355

単身 1251名 夫婦36名 親子67名 兄弟1名

反貧困ネットワーク広島に出会い、たくさんの仲間ができました 自分の経験を活かして恩返しをしたい 加藤 恵子

まちかど相談会からシェルターへ

私は、長崎県五島列島に住んでいましたが、今から8年前に当時の夫から離婚を迫られ、3人の子どもをおいて泣く泣く家を出ることになりました。そして流れ流れて1年後に広島にたどり着きました。

一ヶ月ほどは、広島駅前の地下通路で野宿をしていました。その時、知り合ったお婆さんから『近いうちにまちかど相談会があるので相談した方がいいよ。わたしは年寄りだからこのままでいいがねえ、あんたはまだ若いんじゃないけん』と勧められました。

当日は相談を申し込むのが怖く、会場と福屋デパートを行ったり来たりしていたところ、受付の方から『ご相談ですか?』と声をかけられました。その声に後押しされ相談をすると、その日のうちに東区の生活課に連れて行ってもらい、翌日には生活保護を申請することができました。そして、反貧困ネットワーク広島のシェルターに入ることができたのです。声をかけて後押ししてくれたことにはとても感謝しています。

生活保護の申請後は、東区の生活と健康を守る会（生健会）のみなさんにお世話になりました。住宅の確保や家電の購入など手取り足取りお世話をしていただきました。そして、東区に住居を構えることになったのです。

いろいろお世話になったので『恩返し』のつもりで生健会の事務所に通い手伝いをしました。その時多くの友人ができて、大変心強い思いでした。

障害と向き合いながら

私は、『かい離性同一性障害』という障害をもっています。耳慣れない人も多いと思いますが、一般的にいわれる『多重人格者』です。

こういうと気味の悪い、信用できない人間のように思われますが、一番辛い思いをしているのは当人なのです。

新しい生活が始まって二~三ヶ月ほどしたある日、私は突然パニックに陥りました。自分が今どこにいるのか、何をしているのか、まったく分からなくなったのです。その時、生健会の人たちに連れられて総合病院に行き、出会ったのがO先生でした。

O先生は即座に『かい離性同一性障害』と診断され、『他の人格を抹消しようと考えてはいけない。今のあなたがあるのは、さまざまな人格がいたからですよ』と丁寧に説明をしてくれました。診察を受けるなかで、この障害は小さいころから存在していたこと、少なからず離婚の原因にもなったことなどが分かりはじめました。時には5歳の女の子に人格が変わるんですから、当時の夫も驚き困惑したと思います。

私は、自分の障害について極力周りの人たちに話すようにしています。理解してくれる人が増えたのと、知らないとかえって混乱し誤解を与えるからです。

「ありがとう」の言葉を励みに

今は反貧困ネットワーク広島の『ほっとサロン』のお手伝いをしています。

心がけていることは、自分がうれしかった経験があるだけに、『ごはん食べていますか?』『眠れていますか?』と周りの人たちに気軽に声をかけるようにしています。

生健会の会員で頑固で身体が不自由なお年寄りが同じマンションに住んでいます。いろいろな機会に声掛けをしてきたのですがなかなか皆と打ち解けてくれません。

ある日、その人から呼ばれて何を言われるのだろうか、恐る恐る部屋を訪ねたところ、長期に滞納していた会費をまとめて払ってくれたのです。その時、『ありがとう』と恥ずかしそうに言ってくれたのです。以来、私にとって『ありがとう』の言葉は活動の原動力となっています。

ホームページ▼



お問い合わせ・寄付の受付など

NPO法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島14-15 NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話：082-227-8181 FAX：082-227-1200

大手町事務所 平日10:00~17:00
電話 082-545-7709 相談専用電話 090-4890-1579

会費・寄付振込先

- 正会員（個人）年会費 2,000 円
- 正会員（団体）年会費 5,000 円
- 賛助会員（個人）年会費 5,000 円
- 賛助会員（団体）年会費 10,000 円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島